

随意契約の相手方及び理由等(物品関係)

区 分	内 容 等	備 考
契 約 年 月 日	令和6年7月4日	
契 約 件 名	1.2MW連続波クライストロン 一式	
契 約 金 額	81,950,000円	
契 約 の 相 手 方	キャノン電子管デバイス(株)	
問 合 せ 先	財務部契約課契約第四係 Tel 029-864-5168	
随意契約の適用条項	大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構 政府調達事務取扱規則第11条第3号	既調達物品との互換性
契 約 の 概 要	本件は、現在設置されているクライストロンの置き換え用として使用するE3732型クライストロンの購入に関するものである。	
随意契約の理由	SuperKEKBの高周波源として調達するクライストロンは、既存のソケット・コイルに挿入し固定した上で使用される。また、導波管や冷却水配管といった、本機構で使用している機器との互換性が必要である。そのため、現在使用しているE3732型クライストロンと全く同じ外形寸法のものでなければならない。 購入予定のE3732型クライストロンは既存のクライストロンと同型であることから、本機構で使用している機器と互換性を持つと言える。また、同じ形状及び性能を持ったクライストロンを新たに製作するとしても、ソケット・コイル等の図面を所持していなければ互換性を持つものを製作することはできない。 よって、当該製品の製造会社であり、販売代理店を通すことなく直接販売を行っているキャノン電子管デバイス(株)と随意契約とする。	